

野焼きは禁止です！

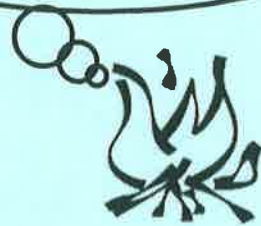
回覧

◇ごみの野外での焼却は法律により禁止されています。ご家庭のごみは、ごみステーションへ出し、会社やお店等のごみは、業者へ処理を委託してください。「野焼き」は絶対にやめましょう。

●法律に違反して野外焼却をした場合は「5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金又はこれらの併科」に処せられることがあります。

宗教上の行事、農業や林業を営むためやむを得ない場合、たき火、その他日常生活を営むうえで、通常行われる軽微な焼却は例外となります。

※しかし、焼却禁止の例外となる場合であっても、周辺住民の生活環境への影響が著しいときは、中止していただく場合があります。



フンは持ち帰りましょう！

◇栃木市をきれいで住みよいまちにする条例により、犬猫等愛がん動物の所有者及び飼養管理者には、

(1) 飼い犬等を運動させるときは、

フンを処理するための用具を携行すること。

(2) 飼い犬等が公共の場所等にフンをしたときは、

直ちにこれを回収し、持ち帰ること。

が義務づけられています。

●飼い犬等のフンを持ち帰らない者が措置命令を受け、正当な理由なく命令に従わない場合、5万円以下の罰金が課されます。



ちなみに・・・

猫は室内飼いをおすすめします。外飼いすると病気を拾ってきたり、健康管理が行き届かなくなるだけでなく、縄張り争いでケガをしたり、交通事故にあったり、近隣トラブルのもとにもなります。

ご協力をよろしくお願いします。

西方総合支所内

西方市民生活課 生活環境交通係

電話番号 92-0308